

○大気汚染防止検査対象設備関連想定問答集 新旧対照表

		改 正	後	現 行	備 考
問 14. 平成22年7月1日以後、適用日前に建造された船舶に設置されている同日前に製造された原動機の換装に対する規制が適用されるか。	(答)	問 14. 平成22年7月1日以後、適用日前に建造された船舶に設置されている同日前に製造された原動機の換装に対する規制が適用されるか。	(答)	問 14. 平成22年7月1日以後、適用日前に建造された船舶に設置された原動機の換装に対する規制が適用されるか。	(参考)
<p>1. 船舶に設置された原動機を換装する場合、当該船舶の建造日や換装前後の原動機の製造日には、原則、換装（船舶に原動機を設置した）時点の規制が適用される。</p> <p>2. ただし、適用日前に建造された船舶に設置されている同日前に建造された原動機（未規制原動機）を同日前に製造された「同一と認められる原動機」へ換装する場合は、窒素酸化物放出規制の適用が免除される。また、適用日後に製造された「同一の型式の原動機」へ換装する場合は、一次規制が適用される。</p> <p>なお、未規制原動機に係る「同一と認められる原動機」の解釈については、関係団体との協議を踏まえて定めている検査心得「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得」附24.0(a)によること。</p> <p>1. 船舶に設置された原動機を換装する場合、当該船舶の建造日や換装前後の原動機の製造日には、原則、換装（船舶に原動機を設置した）時点の規制が適用される。</p> <p>2. ただし、適用日前に建造された船舶に設置されている同日前に建造された原動機（未規制原動機）を同日前に製造された同一の原動機へ換装する場合は、窒素酸化物放出規制の適用が免除される。また、適用日後に製造された同一の原動機へ換装する場合は、一次規制が適用される。</p> <p>なお、未規制原動機に係る同一の原動機の解釈については、関係団体との協議を踏まえ換装後の原動機の製造者、型式、出力等に関わらず、「1気筒当たりの排気量の許容範囲が15%以内」としている。</p>	<参考>根拠条文	<ul style="list-style-type: none"> ・16年改正省令附則第24条第1項第1号（平成22年改正） ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係心得附則（平成16年国土交通省令第93号）附(a) ・平成23年国海安第51号（平成23年6月1日） 			

問18. 原動機の交換において適用される NOx 規制値如何。

(答)

現時点において実施される原動機の交換において適用される NOx 規制値は以下の表のとおり。「同一と認められる原動機」については検査心得「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得」附24.0(a)による。また、「同一の型式の原動機」については検査心得「Ⅱ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」附則2.0(a)による。

問18. 原動機の交換において適用される NOx 規制値如何。

(答)

現時点において実施される原動機の交換において適用される NOx 規制値は以下の表のとおり。

原動機の交換において適用される NOx 規制値

交換後 △ 未規制	1 次規制	2 次規制	
交換前 △ 未規制			未規制
△ △ ^{*1} (同一と認められる原動機)	△ (同一と認められる原動機) △ (同一の型式の原動機)	○ ^{*2}	△ (同一 : ± 15%) △ (同一形式)
×	○	×	○
×	×	×	○

*1：一部の原動機に交換可能。

*2：全ての原動機に交換可能。

*3：交換不可。

*1：一部の原動機に交換可能。

*2：全ての原動機に交換可能。

*3：交換不可。

附 則

この想定問答集の改正は、平成26年1月1日から適用する。